

別記様式

		担当課	国保年金課
会議の名称	令和7年度 第2回鴻巣市国民健康保険運営協議会		
開催日	令和8年1月15日(木)		
開催時間	午後1時15分開会 ・ 午後2時30分閉会		
開催場所	鴻巣市保健センター2階研修室		
議長(委員長・会長)氏名	議長(会長) 金子宮司		
出席者(委員)氏名(出席者数)	金子宮司、大田祥子、瀬山久江、轟容子、今井文男、平田雅一、山口公代、高橋克行、山川泰利、須永義典、花岡仁美、佐々木倉造、谷渕和子、島崎孝江、栗原依子、水野稔(16名)		
欠席者(委員)氏名(欠席者数)	宮下拓実、近藤友恵(2名)		
事務局職員職氏名	市民生活部長 田島盛明、市民生活部副部長 高橋亮介 国保年金課長 宮澤多喜也、国保年金課副参事 金子康信 国保年金課主幹 千葉郷司、国保年金課主査 金子正史 国保年金課副主査 内田友里恵(7名)		
傍聴の可否(傍聴者数)	可 (0人)		
会議の内容	(議題) 令和8年度国民健康保険税率の改正について		
	(決定事項など) 別紙のとおり		
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和8年度保険税率の改正について</li> <li>・ 税率改正案モデルケース別影響額</li> <li>・ 参考資料</li> <li>・ 次第</li> <li>・ 席次表</li> </ul>		

注 会議の内容の欄は、主な意見や質疑内容を交えて概要を記入し、記入事項が多い場合は、別紙に記入するものとする。

会議の内容	<p>(決定事項など)</p> <p>「令和8年度国民健康保険税率の改正」について並木市長から金子会長へ諮問書が手渡された。諮問を受け、税率改正案について、事務局から説明したところ、委員から次のような意見・質疑があった。</p> <p>《委員質疑》</p> <p>子ども子育て支援金について3点伺う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・1,600円が世帯の年額か。</li><li>・対象者の選別は、住民票と照らし合わせて、ピックアップするのか。</li><li>・これが全部国保の医療費等に反映されていくものか。</li></ul> <p>《事務局回答》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・1,600円は世帯単位ではなく1人単位。1,600円がその年度中に19歳になる方にかかる。既存の軽減等は適用される。</li><li>・住民票と照らし合わせるのではなく、国保の加入者に課税する。</li><li>・医療費ではなく、子ども子育てに関する施策（児童手当の拡充や子ども誰でも通園制度など）に使われる。</li></ul> <p>《委員質疑》</p> <p>調定額と納付金の差額は、他の税金で補填しているのか。</p> <p>《事務局回答》</p> <p>国保税の不足の分を、住民税や固定資産税等の他の税で補填しているということはない。国民健康保険の歳入は、税収のほか、法令上認められている一般会計からの繰入金、保健事業に充てる一般会計からの法定外の繰入金、基金からの繰入金、国・県からの補助金や交付金で成り立っている。</p> <p>《委員質疑》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・基金残高は令和12年度にはゼロになるのか。</li><li>・統一後は保険税率を決めるのは県に移管するのか。</li></ul> <p>《事務局回答》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・基金残高は、確実にゼロになるもしくは適正な残高はこのぐらいという数字は出せていない。</li><li>・令和9年度以降は毎年示される標準保険税率に合わせていく形になるが、今後各市町村の議会において議決し、決定する予定。</li></ul> <p>《委員意見》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・増税額の試算で、令和7年から令和8年度の改正率12.07%、子ども分を切っても9.56%という数字を見たときに、すごく大きいと感じた。単身世帯の方にしてみれば、子ども子育て支援金は、理解が得難い部分があるのではと思う。</li><li>・子ども子育て支援金は健康保険に使われるのではないので、丁寧な説明が必要だと思う。</li></ul>
-------	---

《事務局回答》

- ・ご意見はおっしゃるとおり。広報、国保だより等で周知したい。

《委員意見》

子ども子育て支援金については、子ども家庭庁から資料が出ていると思う。簡単なパンフレットも出ているので、次回会議で出してもらおうとよいと思う。

《会長から》

- ・まだ最終的な本算定の数字が県から示されていないので、今回は本算定の結果を踏まえて、審議をお願いしたい。
- ・事務局は、本日の内容を確認し、次回「前回はこのような意見があった」ということを示してほしい。
- ・事務局には今後の答申までの流れを委員に説明してほしい。

《事務局回答》

- ・本日の意見等は、事務局でまとめ、次回配布する。
- ・本日と来週22日に協議会を行い、23日に会長から市長への答申を予定している。今回は引き続き税率改正案の審議をするとともに、答申案について意見を伺う予定。